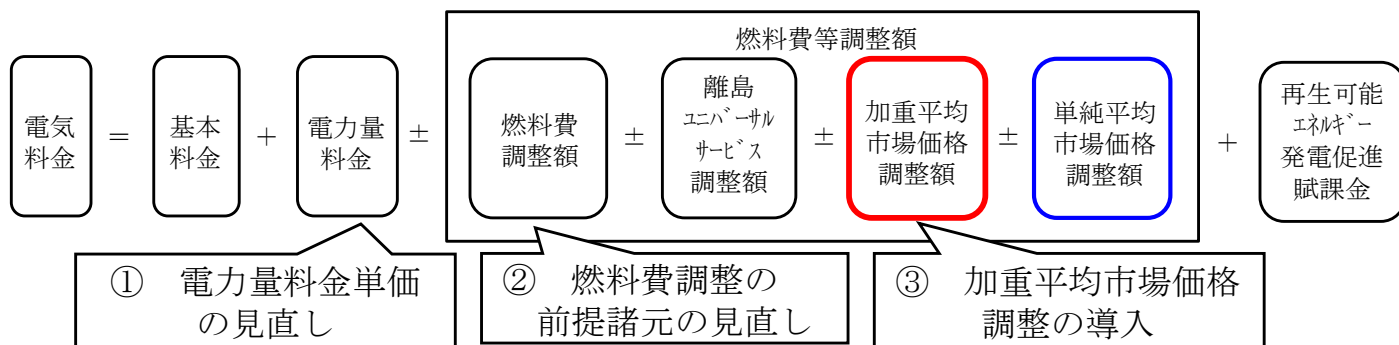


最終保障供給料金の見直しについて

1 見直し内容の概要

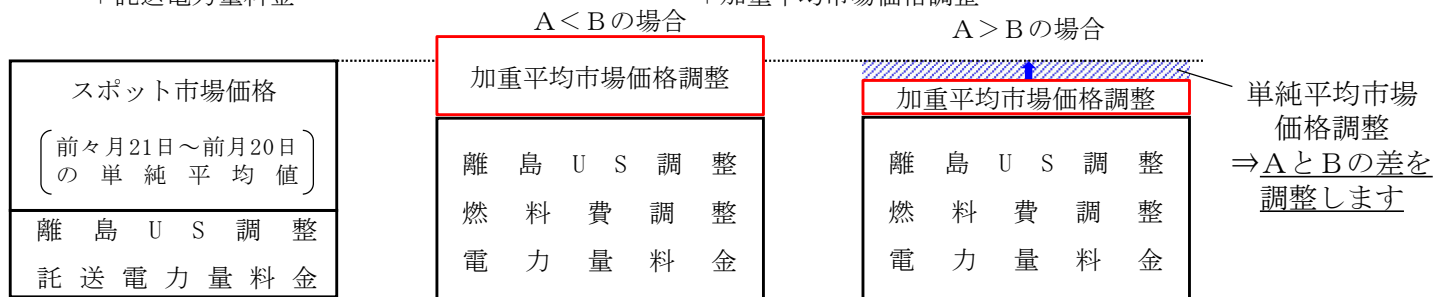
- 最終保障供給料金は、基本料金+電力量料金±燃料費等調整額+再エネ賦課金により算定します。
- この度、電気料金の算定に係る事項として、以下の3点を見直します。
 - ① 電力量料金単価の見直し
 - ② 燃料費調整の前提諸元の見直し
 - ③ 加重平均市場価格調整の導入



[参考] 単純平均市場価格調整は、「スポット市場価格+託送電力量料金」(A)を「最終保障供給の電力量料金+加重平均市場価格調整」(B)が下回る場合に行います。

A: スポット市場価格
+ 託送電力量料金

B: 最終保障供給の電力量料金
+ 加重平均市場価格調整



2 各見直し内容の詳細

① 電力量料金単価の見直し

- 2024年4月から、九州電力株式会社（以下「九州電力」）が電気料金単価を見直すことを踏まえ、最終保障供給料金の単価を見直します。
- 詳細は、別紙4「最終保障供給約款の料金単価」をご確認ください。

② 燃料費調整の前提諸元の見直し

- 九州電力が最新の電源構成及び燃料価格を反映し、燃料費調整の前提諸元を見直したことを受け、最終保障供給に係る燃料費調整の前提諸元を見直します。

< 基準燃料価格 >

旧	新
27,400円/k1	46,100円/k1

< 基準単価（税込） >

	旧	新
高圧	0.130円/kWh	0.098円/kWh
特別高圧	0.128円/kWh	0.096円/kWh

※ 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・液化天然ガス・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値です。

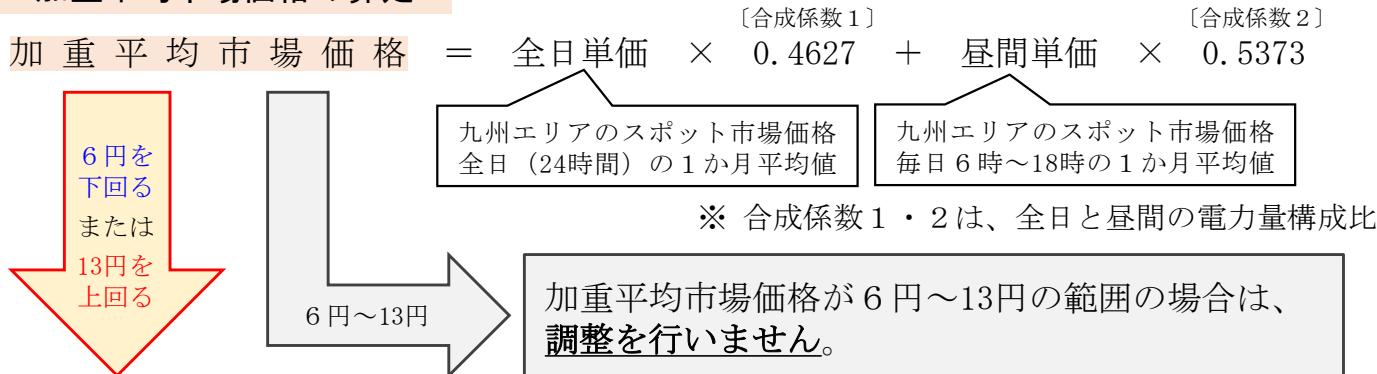
※ 基準単価は、平均燃料価格が1,000円/k1変動した場合のkWhあたりの調整単価です。

③ 加重平均市場価格調整の導入

- 九州電力が2024年4月以降、高圧以上のすべてのお客さまを対象に、市場価格の変動を電気料金に反映する仕組み（市場価格調整）を適用することを受け、当社も最終保障供給料金に同様の仕組み「加重平均市場価格調整」を導入します。

〔加重平均市場価格調整単価の算定方法〕

I 加重平均市場価格の算定



II 加重平均市場価格調整単価の算定

加重平均市場価格調整単価	6円を下回る場合 (マイナス調整)	(6.00円 - 加重平均市場価格) × 0.284円	〔調整係数〕
	13円を上回る場合 (プラス調整)	(加重平均市場価格 - 13.00円) × 0.284円	〔調整係数〕

※ 調整係数は高圧供給の場合の値

〔加重平均市場価格調整単価の変動イメージ〕

- 市場価格をもとに試算した加重平均市場価格調整単価は次のとおりです。

< 単価試算（高圧供給の場合） >

（単位：円/kWh）

	I 加重平均市場価格の算定			II 加重平均市場価格調整単価の算定
	九州エリアの スポット市場価格 × 合成係数 =	加重平均 市場価格	加重平均 市場価格の範囲	加重平均市場価格調整単価
例①	全日：10.55 × 0.4627 昼間：8.18 × 0.5373 =	9.28	6～13円	調整なし
例②	全日：5.74 × 0.4627 昼間：3.67 × 0.5373 =	4.63	6円を下回る (マイナス調整)	▲0.39 (6.00 - 4.63) × 0.284
例③	全日：15.28 × 0.4627 昼間：13.77 × 0.5373 =	14.47	13円を上回る (プラス調整)	+0.42 (14.47 - 13.00) × 0.284

※ 上記の数値はイメージであり、実際に適用する値ではありません。

〔電気料金への反映スケジュールのイメージ〕

- 料金適用月分の3か月前の21日～2か月前の20日までの期間のスポット市場価格を参照します。

